

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正について

平成 29 年 5 月 11 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 65 号）が施行されることに伴い、「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則」（以下「規則」という。）の一部について所要の改正を行う。

2. 改正概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第10号が同法第19条第11号に繰り下げられることから、当該箇所を引用している規則の条文について所要の改正を行う。（規則第81条の3）

3. 施行日

平成29年5月30日から施行する。

以上